

○保育所等入所選考について

保育所等入所申込みに係る入所選考については、別紙「宇治市保育所等入所選考基準」に基づいて行います。

入所選考は、保育所（園）・認定こども園、家庭的保育施設及び小規模保育施設（以下「保育所等」という。）の学年ごとの受入可能数を超える申込みがある場合に、それぞれ第1希望→第2希望→第3希望の順に、「宇治市保育所等入所選考基準」に基づいて保育が必要な児童の優先順位を決定し、優先順位の高い児童から入所決定を行います。

留意点

- ・ 就労証明書等の要件書類については、市所定の様式でご提出ください（保育支援課及び保育所等で配布又は市HPでダウンロードできます）。
- ・ **自営業者**の方については、就労証明書に加え、確定申告書の写し（第一表及び第二表）の提出が必要です。開業から間もない等の理由により、確定申告をしていない方は、保育支援課までご連絡ください。
- ・ **ひとり親世帯**の方については、戸籍謄本、児童扶養手当証書の写し、ひとり親医療費助成制度受給者証の写し、遺族年金証書の写し等のひとり親世帯であることを証明する書類のいずれか一つの提出が必要です。

○宇治市保育所等入所選考基準について

宇治市保育所等入所選考基準については、①「基本点数表」、②「調整点数表」、③「同一点数となった場合の優先順位」の3つで構成しています。

①「基本点数表」は、保育を必要とする要件に対して、点数を設定しています。保護者が2人の場合は、その合算した点数が当該児童の基本点数となります。

②「調整点数表」は、該当する世帯状況等に応じて、加点・減点を行うものです。

①「基本点数表」と②「調整点数表」の合計点数が申込児童の点数となり、合計点数の高い順に入所決定を行います。

合計点数が同一点数となった場合に③「同一点数となった場合の優先順位」に基づいて、順位を決定します。

留意点

選考基準に記載の必要書類については、提出がなければ、原則点数の採用はできません。

宇治市保育所等入所選考基準

【令和5年度入所申込用】

1. 基本点数表

保育要件	備考	内容	基本点数		必要書類
就労	被雇用者 自営業(中心者)	1日4時間以上かつ週5日以上、月160時間以上就労している(休憩時間を含む)	10	※1	就労証明書 自営業の方は、就労証明書及び確定申告書の写し(第一表及び第二表)等 耕作証明書 自営業の方は、確定申告書の写し(第一表及び第二表)等の提出がないと減点となります。 就労証明書 就労証明書等の内容で判断 内職証明書 母子健康手帳の写し 診断書 障害者手帳の写し 介護保険被保険者証の写し 介護・看護の内容を記載した申立書及び診断書 介護・看護の内容を記載した申立書及び障害者手帳の写し(または介護保険被保険者証の写し) 介護・看護の内容を記載した申立書及び診断書(障害者手帳の写しや介護保険被保険者証の写しがある場合は診断書を省略できます。) 罹災証明書 在学証明書及び時間割表等 就労誓約書(及び雇用保険受給資格者証の写し)
		1日4時間以上かつ週5日以上、月140時間以上160時間未満就労している(休憩時間を含む)	9	※1	
		1日4時間以上かつ週4日以上、月120時間以上140時間未満就労している(休憩時間を含む)	8	※1	
		1日4時間以上かつ週4日以上、月100時間以上120時間未満就労している(休憩時間を含む)	7	※1	
		1日4時間以上かつ週4日以上、月80時間以上100時間未満就労している(休憩時間を含む)	6	※1	
		上記以外で1日4時間以上、月60時間以上就労している(休憩時間を含む)	5	※1	
	自営業だが、事業の内容を証明する書類の提出がない(減点)	△4			
	採用予定者(減点) 自営業(協力者)(減点)	△2 △3	※1		
内職従事者	1日4時間以上、月60時間以上内職に従事している(収入の目安は、月2万円以上)	5	※1		
妊娠・出産		出産予定日の前後8週間のうち、出産の準備又は休養を要する期間(多胎妊娠の場合は、産前14週間産後8週間)	7		
疾病・負傷	入院	保護者が概ね1か月以上入院する	10		
	居宅療養	保護者が寝たきりで保育が困難な場合(診断書に寝たきりである旨の記載要)	9		
		保護者がその他概ね1か月以上保育が困難であると診断された場合	5		
障害		保護者が、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている、又は要介護認定3～5の者であるなど保育が常時困難な場合	9		
		保護者が、身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳Bの交付を受けている、又は要介護認定1・2の者であるなど保育が著しく困難な場合	5		
介護・看護	入院介護・看護	概ね1か月以上入院中の親族を介護・看護している	6	※2	
	居宅介護・看護	重度の認知症で目を離すことができない親族を常時介護・看護している(診断書にその旨の記載要)	7		
		身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている、又は要介護認定3～5の親族を常時介護・看護している	5		
		その他上記に該当しない病人・障害者等の親族を常時介護・看護している	4		
災害復旧	災害等から復旧中	火災や風水害、震災などの復旧に要する期間	10		
就学		1日4時間以上月20日以上就学している	7		
		1日4時間以上月20日未満就学している	5		
求職活動		求職活動をしている	1		

【備考】

●複数の要件に該当する場合は、最も点数が高いものを採用します。

※1 就労中の保護者で、入所申込み児童又はその兄弟姉妹が療育施設に通園している場合、通園に要する日について、1日4時間就労しているものとみなします。

※2 入院中の親族に常時付添いが必要な場合に限りです。

宇治市保育所等入所選考基準

2. 調整点数表

【令和5年度入所申込用】

項目	備考	内容	調整点数		必要書類
世帯の状況	複数該当する場合は、点数が高いものを採用し、加点する	ひとり親世帯(離婚、未婚、死別、失踪宣告)である	15		戸籍謄本、児童扶養手当証書の写し、ひとり親医療費助成制度受給者証の写し、遺族年金証書の写し等のひとり親世帯であることを証明する書類のいずれか一つ
		ひとり親世帯に準じている(収監中・離婚調停中により、常時家庭にいない)	10		在監証明書(写し)・離婚調停中であることがわかる書類
		生活保護受給世帯で、保育の利用が必要と判断できる場合	2		-
保護者の状況	該当する内容すべてを加点する	保護者が育休・産休から復職する(複数の保護者が育児休業から復職する場合でも、加点の上限は3点)	3		就労証明書(育児休業の期間の短縮についての誓約書が必要な場合があります。)
		保護者が保育士・保育教諭として、市内の保育所(園)・認定こども園・地域型保育施設に月60時間以上就労する	3		就労証明書
		保護者が保育士・保育教諭として、市外の保育所(園)・認定こども園・地域型保育施設に月60時間以上就労する	2		就労証明書
		保護者が、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている、又は要介護認定3～5の者である(保育要件が「障害」でない場合)	2		障害者手帳の写し 介護保険被保険者証の写し
		保護者が、身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳Bの交付を受けている、又は要介護認定1・2の者である(保育要件が「障害」でない場合)	1		障害者手帳の写し 介護保険被保険者証の写し
当該児童の状況	該当する内容すべてを加点する(一部例外あり)	転入により入所申込みをしているが、転入前に保育所等(1号認定を除く)に入所していた(保護者が育児休業中の場合を除く)	2	※1	通園証明書等入所していたことがわかる書類
		地域型保育施設を利用している2歳児が保育所等へ入所を希望する	4		-
		地域型保育施設を利用している0・1歳児が保育所等へ入所を希望する	3		-
		認可外保育施設や、一時預かり事業、幼稚園の預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業、託児所等を利用しており、直近3か月間の利用実績が月平均15日以上(利用の事由が保育要件に該当する場合のみ※ただし、育児休業中を除く)	2	※1	領収書等利用実績を証明できるもの
		認可外保育施設や、一時預かり事業、幼稚園の預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業、託児所等を利用しており、直近3か月間の利用実績が月平均6日以上15日未満(利用の事由が保育要件に該当する場合のみ※ただし、育児休業中を除く)	1	※1	※4
		1号認定を受けて現に認定こども園において特定教育・保育を受けている子どもの保護者が、2号認定を受けて引き続き同一園での利用を希望する	3	※1	-
		入所申込み児童が身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている	2		障害者手帳の写し
		兄弟姉妹がすでに宇治市内の認可保育所(園)・認定こども園・地域型保育施設に入所している(転園の場合は、兄弟姉妹のどちらかの施設に転園を希望する場合のみ加点)	3	※3	-
兄弟姉妹(多胎児含む)が同時に入所申込みをする	1		-		
身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている同居の就学前の兄弟姉妹がいる	2		障害者手帳の写し		
身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている同居の18歳未満の兄弟姉妹がいる	1		障害者手帳の写し		
その他		転居や就労先の変更等正当な理由により、通園時間が今までより片道15分以上余分に掛かるため、転園を希望する	1		-
		卒園児を含む兄弟姉妹の保育料・給食費を3か月以上滞納している(減点)	△ 5		-
		児童虐待やDV、その他福祉事務所長が特に調整が必要と認める場合	★	※2	DVの場合は保護命令の写し

【備考】

●「保護者の状況」、「当該児童の状況」、「兄弟姉妹の状況」、「その他」の項目については、※1の記載があるものを除き、該当する内容すべてを加減点します。

※1 ※1については、最も点数が高いもののうち1つを採用し、加点します。

※2 ★については、状況等を個別に福祉事務所長が判断し、調整します。

※3 兄弟姉妹が同時に入所申込みをしている場合で、入所調整の段階で、兄弟姉妹の1人が入所できる際には他の兄弟姉妹に加点します。

※4 宇治市内の認可保育施設での一時預かり事業を利用している場合は不要です。

※「-」は書類等の提出は不要です。

※必要書類の提出がなければ加点しません。

3. 同一点数となった場合の優先順位

【令和5年度入所申込用】

優先順位	優先順位内容
①	両親がいない・ひとり親(離婚、未婚、死別、収監中等)の世帯
②	兄弟姉妹が既に同一の保育所等に入所している
③	地域型保育施設を利用している
④	認可外保育施設や、一時預かり事業、幼稚園の預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業、託児所等を利用しており、直近3か月間の利用実績が月平均15日以上(利用の事由が保育要件に該当する場合のみ※ただし、育児休業中を除く)
⑤	同居の障害児(者)がいる(保護者及び当該児童に障害等がある場合も含む)
⑥	保護者が保育士・保育教諭として、市内の保育所(園)・認定こども園・地域型保育施設に月60時間以上就労する
⑦	保育料・給食費を滞納していない
⑧	18歳未満の兄弟姉妹が申込児童含め3人以上いる
⑨	希望園が多い(※必ず第一希望の園に入所できるとは限りませんので、入所の意思がある園だけを記入してください。)
⑩	入所保留期間が長い
⑪	就労日数が多い(採用予定も含む)
⑫	就労時間が長い(採用予定も含む)
⑬	市民税所得割額が低い